

平成 7 年12月

平成 8 年度 の 税 制
改 正 に 関 す る 答 申

税 制 調 査 会

ま　え　が　き

- 1 税制調査会は、平成6年4月8日の第1回総会において、内閣総理大臣から、「活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、国、地方を通じる財政体質の改善に配慮しつつ、所得、消費、資産等のバランスのとれた安定的な税体系を作るため、望ましい税制の具体化について審議を求める」旨の諮問を受け、同年6月21日に「税制改革についての答申」を、12月15日に「平成7年度の税制改正に関する答申」を、それぞれとりまとめた。
 - 2 その後、当調査会は、平成8年度の税制改正について審議を行い、平成7年12月15日の総会において、その審議の結果を「平成8年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
- 本書は、この答申を印刷に付したものである。

平成 8 年度の税制改正に関する答申

平成 7 年12月15日

内閣総理大臣 村山富市 殿

税制調査会会长 加藤 寛

平成 8 年度の税制改正に当たっての当調査会の意見を、別紙
のとおりとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて適切に対処すること
を希望します。

税制調査会委員等名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員	○石 弘 光	○竹 内 佐和子
	大 宅 映 子	谷 野 伊 藏
	○貝 塚 啓 明	中 西 真 彦
	片 岡 輝 昭	○花 岡 圭 三
	○加 藤 寛	本 間 正 明
	川 上 哲 郎	松 浦 幸 雄
	栗 田 幸 雄	○松 尾 好 治
	幸 田 正 孝	○松 本 作 衛
	古 賀 憲 介	○水 野 勝
	後 藤 森 重	宮 島 洋
	小 長 啓 一	○森 田 明 彦
	今 野 由 梨	諸 井 虔
	堺 屋 太 一	吉 永 みち子
	○島 田 晴 雄	鷺 尾 悅 也
	○杉 田 亮 穀	和 田 正 江
特別委員	○伊 藤 三 郎	土 井 定 包
	○大 泽 雄 三	藤 井 康 男
	大 田 弘 子	水 野 忠 恒
	○川 岸 近 衛	○柳 島 佑 吉
	○河 野 光 雄	吉 田 文 一
	鈴 木 淑 夫	若 井 恒 雄
	高 丘 季 昭	

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した
委員及び特別委員である。)

目 次

一 今後の展望と取組み	1
1 これまでの税制改革の流れ	1
2 経済社会構造と税制	2
3 地方税源の充実	3
4 財政の現状	3
二 平成8年度の税制改正	5
1 基本的考え方	5
2 平成8年度特別減税	5
3 法人課税	6
4 土地税制	7
(1) 現行土地税制の基本的考え方	7
(2) 土地税制改革以降の状況変化	8
(3) 土地保有課税	9
イ 土地答申以来の経緯等	9
ロ 固定資産税	10
ハ 地価税	11
(4) 土地譲渡益課税	13
(5) 土地取得課税	13
5 金融・証券関係税制	14
(1) 有価証券取引税及び株式等譲渡益課税	14
(2) 利子に係る課税繰延べ	14
6 課税の適正・公平の確保	15
(1) 公益法人等に対する課税	15
(2) 租税特別措置及び非課税等特別措置の整理合理化	16
(3) 消費税に係る課税の適正化	17
7 納税者番号制度	18
8 その他	18
(1) 個別の物資に対する消費課税	18
(2) 相続税の取得価額課税の特例	19
(3) その他	19
〔補論〕消費税率についての「検討条項」について	20
(参考1) 主要国の財政事情	22
(参考2) 主要国における株式に係る課税の概要	23
(参考3) 納税者番号制度の3つの類型ごとに考えられる仕組み (イメージ図)	24

当税制調査会は、昨年4月、内閣総理大臣から、「活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、国、地方を通じる財政体質の改善に配慮しつつ、所得、消費、資産等のバランスのとれた安定的な税体系を作るため、望ましい税制の具体化について審議を求める」旨の諮問を受け、同年6月に「税制改革についての答申」（以下「改革答申」という。）を、12月に「平成7年度の税制改正に関する答申」（以下「7年度答申」という。）を、それぞれとりまとめた。

本年度においては、昨年の税制改革後における税制のあり方について、来年秋に予定しているいわゆる「中期答申」も念頭に置きながら、5月中旬から7月上旬にかけて懇談会を、次いで9月中旬から11月中旬には総会をそれぞれ開催し、精力的に論議を深めた。さらに、法人課税について課税ベースの問題を中心に専門的・技術的な観点から検討を深めるため、10月末に「法人課税小委員会」を設置し検討を開始した。

以上のような審議を経て、11月末から、当面の課題である平成8年度の税制改正について検討を行った。

一 今後の展望と取組み

1 これまでの税制改革の流れ

(1) 税制は、経済社会構造を支える基盤（インフラストラクチャー）であり、経済社会というハードウェアに組み込まれた、いわば基本ソフトウェアである。経済活動を規定する制度として安定性が求められる一方で、経済社会の構造的変革に伴って、あるいはそれを見通して新たな視点からの改革が求められる。

我が国税制においても、これまで、こうした二つの要請のバランスを考慮しつつ、公平・中立・簡素という租税の基本原則に基づいて、より望ましい姿を実現するよう取り組んできた。最近では、昭和60年代に、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築する観点からシャウブ税制以来の抜本改革を行い、引き続いて平成元年末の土地基本法の制定を背景として土地税制改革を行った。さらに昨年11月には、抜本改革以降の社会経済情勢の変化等に対応して更なる税制改革を行った（税制改革関連法の成立）。

(2) 昨年の税制改革は、次のような内容であった。

① 個人所得課税（所得税・個人住民税）について累進緩和等により負担を軽減する。また、消費課税について、中小事業者に対する特例措置等を改革し消費税率を引き上げるとともに、地方消費税を創設する。

② この場合、当面の景気に配慮して、個人所得課税の恒久的な制度減税（3.5兆円規模）は平成7年度から先行実施し、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）を平成9年4月から5%に引き上げる。併せて、平成7年度において個人所得課税の特別減税（2兆円規模）を上乗せして実施する。

この改革は、高齢化の一層の進展等の急速な環境変化に対応して税構造の改革を図りながら可能な限り景気に配慮する、という政策パッケージであり、引き続きこれを着実に実施していくべきである。

なお、税制改革関連法には、個人所得課税の負担軽減と概ね見合う形で法定された5%という消費税率に関して「検討条項」が設けられている。当調査会としては、今後、平成8年9月末という法律上の期限を勘案して議論・検討を深め、消費税率に関して新たな法改正を要するかどうかについて意見のとりまとめを行っていきたい。（補論を参照）

2 経済社会構造と税制

(1) 当調査会は、7年度答申において、個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱とする昨年の税制改革後の税制のあり方に關して、資産課税や法人課税といった諸課題への取組みのほか、年金課税の基本的な見直しや納税者番号制度の検討の必要性などを指摘した。これらは、公正で活力ある経済社会を構築するため、近年の我が国経済社会構造の変化に税体系や各税の仕組みをどう対応させていくべきかという問題であり、中期的視点からの検討を要する課題である。

(2) このような課題の検討に当たっては、言うまでもなく、税負担の公平という基本原則を十分に踏まえねばならない。その際、少子・高齢化の進展等を考えると、税負担配分の垂直的公平、水平的公平に止まらず、世代間の公平という視点も重要なになってきている。年金課税のあり方等について基本的な見直しが求められるのは、こうした状況があるからでもある。

一方、公平性と並んで、経済活動や資産選択等に対する課税の中立性を確保することも一層重要になってきている。経済の国際化・成熟化が進展する中、民間部門の潜在力を引き出し活性化させるために規制緩和等による構造改革の要請が高まっている。その一環として、税体系及び各税の仕組みを、できるだけ経済活動等に歪みを与えないようにしていく必要があると考えられる。今般の審議で、例えば法人課税に関して「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との基本的方向で検討しているのも、また、本格的な金融自由化の中で金融商品間の課税

バランスを確保する観点から課税線延べ商品の利子課税のルール化を模索しているのも、こうした中立性の要請に沿うものである。

なお、以上のような税制の検討方向は、今般策定された「構造改革のための経済社会計画」（平成7年12月1日閣議決定）が目指している構造改革の推進という方向に合致するものと考えられる。

- (3) そもそも税制は国民の利害に直結するものであり、その見直しは、国民各界各層を通じ既存の税負担の変動を生じさせることから、なかなか容易ではない。それだけに、税制のあり方について国民の理解を得ながら広範に、かつ時間をかけて議論を尽くしていかなければならない。このため、当調査会は、本年5月中旬から11月中旬にかけて、来年秋に予定している「中期答申」も念頭に置きつつ、前述した諸課題について、幅広い観点から審議・検討を行ってきた。今後とも、引き続き、これまでの税制改革の流れを踏まえながら十分検討を進めていきたい。

3 地方税源の充実

地方分権の必要性については、これまでの答申においても述べてきたが、本年成立した地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会において、国と地方との役割分担に応じた地方税財源の充実確保のあり方を含む地方分権の推進方策につき、鋭意調査審議が進められるなど、その実現に向けて着実な努力が重ねられている。

このような状況の下、地方団体は、高齢社会に向けた施策の推進や社会資本の整備充実を図るに当たり重要な役割を担うことから、地方税源の充実を図るとともに、安定的な地方税体系を確立する必要がある。

4 財政の現状

(1) 我が国財政は、平成7年度末の公債残高が220兆円を超える見込みであり、また、国債費と地方交付税を除いた政策的経費である一般歳出に税収全体の半分程度しか充当できない状況となっている。こうした事態に立ち至った背景には、次のような事情がある。

- ① いわゆるバブル経済期に名目成長率以上に伸びていた税収が、その崩壊とともに、名目成長率見合いの水準に収斂していく過程で減少し、所得減税の先行実施もあって、平成3年度以降、連続して前年度を下回ってきている。
- ② こうした税収状況の下にあっても、バブル経済崩壊後の深刻な経済状況への対応を最優先課題として、累次にわたり積極的な財政政策が展開してきた。

- (2) 当面する平成 8 年度の国の財政事情については、去る11月14日に大蔵省が公表した資料（「平成 8 年度財政事情」）によれば、次のように指摘されている。
- ① 平成 7 年度税収は、補正後予算額を 3 兆円程度落ち込むと見込まれるとともに、これを土台とする平成 8 年度税収は、7 年度当初予算額を下回ると見込まれる。一方、これまで予算編成過程で財源対策として講じてきた様々な工夫も限界に突き当たりつつある。
- ② その結果、歳出歳入ギャップは10兆円を上回るものとなり、平成 8 年度予算編成において特例公債を発行せざるを得なくなるなど、我が国財政は、平成 2 年度予算において15年間に及ぶ特例公債の発行から脱却して以来、再び構造的に容易ならざる事態に立ち至っている。
- (3) 地方財政についても、ここ 2 年連続して大幅な財源不足の状態に陥っており、平成 7 年度末における地方の借入金残高は 121兆円を超えるものと見込まれる。また、平成 8 年度は平成 7 年度を上回る大幅な財源不足が生じる見込みであるなど、極めて厳しい事態が想定されている。
- (4) さらに、我が国財政を中長期的に展望した場合、高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費の増加や社会資本整備の充実などの財政需要が確実に見込まれる一方、税収については、例えば、「構造改革のための経済社会計画」で示された名目成長率からみても、もはやかつてのような高い伸びは期待できない。今後、こうした財政収支の不均衡状態が自然に好転することは考えられず、むしろ常態化することさえ懸念される。

もとより、赤字公債の発行は、その元利償還負担が後世代に転嫁されることによる世代間の不公平の問題、財政硬直化を招きその資源配分機能を損なうという問題、更には長期金利が上昇し民間投資を圧迫しかねないというクラウディングアウトの問題などがあり、できる限りその抑制に努めるべきことは言うまでもない。今こそ、財政節度の重要性を再認識し、国際的に財政健全化の動きが大きな流れとなっていることも想起すべきであろう。（参考 1 を参照）

公共サービスのコストはいはずれは国民の税負担により賄われるべきものであることを念頭に、今後、国、地方を通じる財政体質の改善に向け、歳出歳入両面にわたり引き続きあらゆる努力を傾ける必要がある。その際、先ずは、財政節度の回復のためには深刻な財政の姿を国民に分かりやすく開示していく必要があること、更には、国及び地方団体自らが身を削る努力を国民に示すとともに歳出の中

味を徹底的に点検し効率化していくべきことを、改めて指摘しておきたい。

二 平成 8 年度の税制改正

1 基本的考え方

(1) 平成 8 年度税制改正の検討に当たり、先ず、最近の経済状況をみると、所得減税の先行実施や累次の経済対策の実施等により、景気はこのところ明るい面も見られるようになってきているが、依然として足踏み状態にあり、なお予断を許さない状況にある。

財政事情については、足許（平成 8 年度）には既に巨額の歳出歳入ギャップがある上に、将来的には財政収支不均衡が常態化する懸念すらあることは、前述したとおりである。

(2) 平成 8 年度税制改正の検討における主要な論点は、このような経済・財政の諸事情の下、前述のような税制改革の流れを踏まえつつ、当面の経済状況への対応という課題にどう応えるかということであった。

これについては、当調査会としては、来年度の我が国経済についてその回復を確実なものとしていくとの観点から、制度の基本を崩すことなく、真に効果的なものに焦点を絞って、税負担の調整ないし軽減を図ることもやむを得ないと考える。ただし、その場合でも、これまでの税制改革の流れや現下の財政事情等を勘案すれば、講じうる措置には自ずと限度があり、慎重に見極める必要があると考える。

なお、ある程度明るさが見えてきた経済状況を考えると、更に積極的な財政政策を採ることは慎重であるべきではないかとの意見があった。

(3) さらに、累次の答申で指摘しているように、平成 8 年度税制改正においても、引き続き課税の適正・公平の確保に積極的に取り組むべきことは、言うまでもない。

(4) 以下、個別具体的に検討状況を述べることとするが、意見の集約をみた事項については、政府において平成 8 年度税制改正事項としてとりまとめることを期待するとともに、それ以外の事項については、当調査会において、更に引き続き、検討を深めることとした。

2 平成 8 年度特別減税

平成 8 年度における個人所得課税（所得税・個人住民税）の特別減税（2 兆円規

模）の取扱いについては、7年度答申では、「足許の経済状況等を勘案してその実施を決めるべき性格のものであり、（中略）8年度予算編成に当たって、景気状況、財政状況等を総合的に勘案して慎重に対応すべきである」と指摘した。

現下の経済状況は前述のとおりであり、景気回復を今後確実なものとしていく必要があるとの判断から、財政事情が逼迫している状況下ではあるが、平成8年度においても特別減税を継続することはやむを得ないものと考える。

ただし、この特別減税の継続のための財源は、いずれは国民の税負担により賄われるべきものであることに十分留意すべきである。

3 法人課税

(1) 近年、我が国においては、経済の国際化が急速に進展し、また、かつてのような高い経済成長が見込まれなくなるなど、大きな潮流の変化を迎えている。このような変化に対応していくためには、新規産業の創出等により、経済社会構造の改革を推進していくことが求められている。

こうした状況を背景に、法人課税についても、我が国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分に発揮できるよう、産業・企業間に中立的で経済活動に対する歪みができる限り与えないような方向で、本格的な見直しを行う必要がある。

その際、主要諸外国の動向等を踏まえ、法人課税が財源、税体系に占める重要性にも留意しつつ、税率、課税ベースの両面にわたった包括的な検討が必要である。

この検討に関し、中長期的には消費税率の引上げによって法人課税の実質的な負担を軽減すべきではないかとの意見もあったが、基本的には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方向に沿って検討することが適当であると考える。

(2) 具体的な論点としては、例えば、租税特別措置、引当金、減価償却、費用・収益の計上基準、資産の評価方法、地方の法人課税のあり方などが考えられる。

このような論点について多角的に議論を進める際には、租税理論のみならず、企業会計や税実務なども視野に入れて、専門的・技術的に検討を深める必要がある。そこで、本年10月末に、様々な分野の専門家からなる「法人課税小委員会」を設置し、直ちに審議を開始した。当調査会としては、来年秋に予定している「中期答申」に向けて、課税ベースの問題を中心に幅広い議論を進めていきたい。

4 土地税制

(1) 現行土地税制の基本的考え方

イ 昭和60年代、地価高騰により、いわゆる土地問題が深刻化した。当時の土地を巡る状況を振り返ると、地価が急騰する中で、土地を保有する者と保有しない者との間の資産格差が拡大し、土地の利用価値よりも資産価値に重点を置いた保有や取引が行われた。さらに、土地を売却することにより得られる譲渡益は極めて大きくなっていた。

これを契機として、平成元年12月に土地基本法が制定された。土地基本法は、土地についての公共の福祉優先、適正かつ計画に従った利用、投機的取引の抑制、利益に応じた適切な負担という「土地についての基本理念」を定めるなど総合的な土地政策の基本的スタンスを明らかにしたものである。同法において、土地という資産の公共的性格が規定されたことは特筆すべきである（同法第2条）。

さらに、同法は、国及び地方公共団体に対し、「土地に関する基本理念にのっとり、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に関し、適正な税制上の措置を講ずる」（同法第15条）ことを求めている。

（注）土地基本法第2条によれば、土地は、

- ① 現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、
- ② 国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、
- ③ その利用が他の土地の利用と密接な関係を有することであること、
- ④ その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動すること、

など「公共の利害に關係する特性」を有するものと規定されている。

ロ 土地基本法の制定を受け、当調査会は、土地税制の抜本的な見直しを行い、平成2年10月に「土地税制のあり方についての基本答申」（以下「土地答申」という。）をとりまとめた。その際に重要な指針となったのが、前述の「土地の公共性」についての規定である。土地答申においては、

- ① 「土地の公共性」に照らせば、土地を私的に保有、譲渡又は取得することを通じて土地の便益を享受する場合には、他の資産や所得との均衡上、一層の税負担を求める必要がある、
と指摘するとともに、その上で、
- ② 土地を巡る現状に応じて、資産格差の拡大への対応、土地譲渡益の公共への

還元、土地の資産としての有利性の縮減といった観点から土地の保有・譲渡・取得に対して適切な税負担を求めていく必要がある、とされた。現行の土地税制は、中長期的視点に立って、これら二つの基本的考え方を組み合わせる形で構築されたものであり、今後とも、この基本的枠組みを維持すべきものと考える。

(2) 土地税制改革以降の状況変化

イ 土地税制改革から5年余りが経過した。この間、土地を巡る状況は激変した。バブル経済期に急騰した地価は、平成3年以降下落に転じ、現在も総じて横ばい又は下落しつつある。

こうした地価下落については、①活力ある企業の立地を促し産業空洞化の歴止めとなる、②高コスト構造の一因である高地価が調整され内外価格差の是正に資する、③住環境の改善につながる、④用地費負担の低下により社会資本整備の促進につながる、といった面で国民経済的にはプラスの効果が及んでいる。

他方、この地価下落が急激かつ継続的であることから、我が国経済において、①土地資産の含み益の減少や含み損の発生により企業経営を圧迫している、②金融機関の経営を悪化させ金融システムへの不安感を招いている、③消費者においていわゆる逆資産効果の懸念がある、といった面でマイナスの影響も生じている。

ロ また、急激かつ継続的な地価の下落により、土地税制改革当時と比較して、土地税制を巡る状況に次のような変化が生じている。

① 個人においては、土地に対する資産格差が縮小方向に向かいつつある。また、法人においては、いわゆる含み益が大きく縮小し、土地を保有する企業とそうでない企業との間の経済力格差が縮小している。

② 地価の値下がりリスクが高まり、投機的な土地取引が鎮静化している。

③ 地価が急落する中で、土地税制改革当時は低かった土地の資産価値（時価）に対する保有税負担（保有コスト）が、年々上昇してきている。

④ 土地を売却することにより得られる譲渡益が、土地税制改革当時に比べて激減している。

このような状況変化は、これまでの土地を基礎とする我が国経済社会構造の変革を予感させるものであり、土地税制改革後の質的な環境変化と捉えうるものである。

ハ 以上のような諸状況を総合勘案すれば、土地税制改革後の土地を巡る状況変化

に対応して、土地の保有・譲渡・取得の各段階にわたる税負担のあり方を全般的に見直し、一定の調整を行いうる余地があるものと考えられる。もとより、この調整は、「土地の公共性」を基礎とする現行土地税制の基本的枠組みを逸脱しない範囲内において行われるべきものであることは改めて言うまでもない。

なお、我が国内地価水準は主要諸外国と比較して依然として高く、国民意識の中には「土地神話」が根強く残っているとの意見があり、これには十分留意する必要がある。

二 土地政策の主たる目標は、適切な土地利用計画に基づく「有効利用の促進」である。前述したように土地に係る税負担の調整を行うことは、中長期的には全体として、利用度の高い土地活用を図る者が土地を取得しやすくなる効果をもたらすという意味で「有効利用の促進」に資するものと期待される。

なお、土地の合理的利用や土地に対する適正課税のためには、関係行政機関相互の密接な連携等により登記情報など土地の取引や所有の状況、地価動向・土地評価等に関する土地情報の整備を図るとともに、一般のアクセス確保に努める必要がある。

(3) 土地保有課税

イ 土地答申以来の経緯等

平成2年秋の土地答申の審議において、当調査会は、土地保有に関する負担の公平を確保するとともに、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地保有課税のあり方の検討を行った。これは、我が国において土地が資産として極めて有利なものと考えられ、利用価値よりも資産価値に着目した土地保有が行われてきたことが土地に関わる種々の問題を惹起してきたとの認識に基づくものであった。

土地保有課税充実の方法として、土地答申の審議においては、先ず、既存の固定資産税の活用を検討した。しかしながら、当時も、土地が利用価値と大きく異なる価格水準で取引されるような状況下であり、固定資産税は土地の使用収益しうる価値に応じた負担を求める税であって、土地の取引価額を課税標準とすることを予定しておらず、土地の有利性の縮減という土地政策上の役割を期待することは困難であると判断し、土地の資産価値に応じて負担を求める新税の導入を提言した。この土地答申の考え方へ沿って、平成3年度に地価税が創設された。

また、固定資産税の評価については、土地答申は、収益価格を目標として評価

の均衡化・適正化を計画的に行い、最終的に評価水準を収益価格のレベルに引き上げることを指摘した。その後、その評価水準は、土地基本法や当調査会の答申等様々な論議を踏まえた上で、平成6年度から全国統一的に地価公示価格の7割に引き上げられた。平成5年11月の「今後の税制のあり方についての答申」においても、平成6年度評価替えにおいて「7割評価」を着実に推進する必要があると指摘した。なお、この固定資産税の評価替えに伴う納税者の税負担については急激な負担増とならないように総合的な負担調整措置が実施されている。

□ 固定資産税

- ① 市町村の基幹税目である固定資産税については、税源の普遍性や税収の安定性に富み、市町村税として最もふさわしい税として、これまで市町村財政の中で重要な役割を果たしてきており、中長期的にその充実を図ることを基本とすべきであると考える。
- ② 固定資産税の土地の評価については、地価の高騰に対して固定資産税評価の水準が追いついていかなかった地域も多かったため、結果として地域ごとに評価の不均衡が生じることとなり、その均衡化・適正化を図ることが強く要請され、様々な論議を踏まえた上で、平成6年度の評価替えにおいて地価公示価格の7割を目標とすることとされたものである。

この点に関し、

- (イ) 固定資産税は、7割評価により資産価値を課税標準として課税する保有課税としての本来の姿を取り戻しつつある、
 - (ロ) 固定資産税の税の性格からすれば、固定資産税の評価水準を必ずしも一律7割に引き上げる必要はなかったのではないか、
 - (ハ) 平成6年度の評価替えにおいて地価公示価格の7割を評価の目標としたことは、土地基本法に定める評価の均衡化と適正化のための当面の現実的な手法として評価できる、
- といった意見があった。

平成9年度の評価替えにおいても、土地基本法等を踏まえ、市町村においては、平成6年度の評価替えと同様に地価公示価格の7割程度を目標に土地の評価の均衡化・適正化を着実に推進しているとの指摘があった。

- ③ 固定資産税については、今回の審議において、現在の税率水準のまま地価公示価格の7割評価に基づいて課税した場合の税負担水準の問題や大都市圏への

税源の偏在の問題、また3年ごとの評価替えのあり方や負担調整措置のあり方などいくつかの論点が議論された。

今後、平成9年度の評価替えの動向もにらみながら、市町村の基幹的で安定した重要な税であるという点等を認識した上で、地方分権を推進する必要があること、高齢化の進展に伴って地方団体の財政需要が著しく伸びているということにも十分配慮しつつ、前述の論点も含め固定資産税のあり方について議論を加えるべきである。

④ なお、平成7年度税制改正において、2年分の地価下落を見込み、平成7年度だけでなく平成8年度について一層の軽減措置が実施されており、平成8年度において市町村の基幹税目としての固定資産税をこれ以上軽減することは適当でないという意見もあったが、一方では最近の地価の動向、経済情勢を考慮し、何らかの軽減措置を講ずるべきではないかとの意見があった。

ハ 地価税

① 地価税は、土地保有に関する負担の公平を確保するとともに土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じた適切な負担を求める役割を果たすために導入された税である。現在、固定資産税が負担調整措置を講じている結果土地の資産価値に応じた負担を求めていないことを考えると、地価税が基本的枠組みを変えることなく引き続きその役割を果たしていく必要がある。

(注) 地価税の課税の実態をみると、税負担は、大都市部を中心とした地価下落を反映して年々大幅に減少し、税率0.1%当たりの地価税収は平成7年度予算額では導入初年度(平成4年度)の半分程度となっている。また、申告件数も、導入初年の40,532件をピークに年々減少し、平成6年には28,177件に減少している。

なお、地価税は地価高騰を抑えるための政策税制であり、地価が下落した現在、廃止すべきであるとの意見もあった。これに対し、このような状況においても地価税は堅持すべきであるとの意見があった。

② 地価税の負担のあり方については、地価税法附則第8条において、少なくとも5年ごとに土地の保有に対する税負担全体の状況を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。こうした観点から、最近の土地の資産価値に対する保有税全体の負担状況をみると、大都市商業地

を中心に地価下落が続く中で、地価税導入時に比べて多くの地域で、保有税負担は増大してきている。

このような状況の変化と現下の経済情勢とを勘案して、地価税の負担水準に一定の調整を加え、土地の資産価値に対する保有税負担の上昇の度合いを全体として緩和すべきであるとの意見があった。

この点については、現在、(イ) 地価水準が大きく変動しており中長期的な地価水準の動向を見通すことが極めて困難であること、(ロ) 中長期的な土地の資産価値に対する負担の姿が必ずしも明らかでないこと、(ハ) 地価税軽減は地価税の性格上軽減の効果が及ぶ者が限られており景気浮揚効果は小さいと見込まれること等を考えると、地価税負担の調整を行うとしても、当面の措置とすべきであると考えられる。これに対して、現在の厳しい経済状況に鑑みて地価税の課税を一時的に停止すべきであるとの意見があった。

③ また、地価税は、一部企業、業種に負担が集中し不公平であるとの主張がある。地価税の申告実績をみると、全法人の1%弱の法人が全法人の保有する土地等の約5割（価額ベース）を保有している。地価税負担が特定少数の企業に集中するのは、こうした企業に高い資産価値を持つ土地が集中していることによるものと考えられる。この点について、不公平を是正する観点から、基礎控除の引下げ等を検討する必要があるとの意見があった。

④ 今回の審議では、地価税と固定資産税との関係について議論が重ねられた。この点について、土地答申では、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目し、土地の収益価値に応じて負担を求める税であり、土地の資産価値に応じて負担を求める税である地価税とは性格を異にすると述べており、両税は併存しうるものであると整理した。

今回の審議の中で、この土地答申の考え方を再確認する意見が大勢であった。他方、これに関連して、(イ) 固定資産税について、負担調整を行わずに、7割評価に基づく本則課税が可能となるのであれば、その場合には、地価税のあり方を見直すべきではないか、(ロ) 固定資産税、地価税いずれも土地保有に係る課税であり、納税者にとってはいわば「二重課税」となっているので、両税のあり方を見直すべきではないか、との意見もあった。

今後、固定資産税と地価税それぞれの性格や両税の関係も含め、土地保有課税全体のあり方について早急に検討する必要があるものと考える。

(4) 土地譲渡益課税

イ 土地答申において、①「土地の公共性」を基礎として、土地譲渡益に対して通常の所得に比べて高い負担を求めることが税負担の公平にかなう、②資産格差の拡大に適切に対処する観点から大きな土地譲渡益には相応の税負担を求めることが重要である旨、指摘した。

現行の土地譲渡益課税制度は、このような基本的考え方方に立って構築されたものである。

(注) 平成 7 年度税制改正において個人の土地譲渡益課税の税率の見直しが行われたが、これは、昨年の税制改革において個人所得課税の累進緩和等により勤労所得等の税負担水準が引き下げられたことに対応したものであり、「土地の公共性」を基礎とする現行税制の基本的枠組みの範囲内の措置であったと言える。

ロ その後、急激かつ継続的に地価が下落する中で、前述のように保有税負担が年々上昇する一方、取引ごとの譲渡益の規模が大幅に縮小しているといった状況が生じている。

こうした状況変化からすれば、①過増する保有税負担とのバランスを総合的に考えれば譲渡益課税の負担を軽減・調整する余地がありうるのではないか、②取引ごとの譲渡益の規模が縮小したことにより、これまでと同程度の税負担を求めなくとも資産格差のは是正に資することになるのではないか、と考えられる。

以上の事情を総合勘案すれば、土地譲渡益課税については、「土地の公共性」を基礎とする現行制度の基本的枠組みを逸脱しない範囲内において、一定の調整を行いうる余地があるのではないかと考える。

ハ なお、景気回復の足取りが弱い背景に土地取引の低迷があるとして土地の流動化を促進するため現行制度について何らかの政策的配慮が必要ではないかといった意見があった。

これについては、現在の土地取引の低迷は需要不足によるところが大きいのではないか、土地流動化自体は土地税制の政策目標にはなり得ないのでないのではないか、との意見があった。

(5) 土地取得課税

イ 土地に係る登録免許税の課税に当たっては、その課税標準に固定資産税評価額が用いられている。平成 6 年度の評価替えにおいて土地の固定資産税評価が大幅

に引き上げられたことから、登録免許税の課税標準についての負担軽減措置が講じられている。

平成 8 年度において登録免許税の負担軽減割合が縮減し税負担が高まる点に関しては、平成 6 年度課税実績や現下の土地取引の状況等を総合的に勘案し、一定の調整を加えることも考えられる。

- また、土地に係る不動産取得税については、平成 6 年度の固定資産税の評価替えによる課税標準の上昇に配慮し、宅地等について大幅な負担軽減措置が講じられている。しかしながら、登録免許税と同様に平成 6 年度課税実績や現下の土地取引の状況等を総合的に勘案し、次回の評価替えまでの間一層の配慮を行うことも考えられる。

5 金融・証券関係税制

(1) 有価証券取引税及び株式等譲渡益課税

イ 株式市場活性化のためには、有価証券取引税を一時的に停止すべきではないかとの意見があった。これに対して、有価証券取引税の軽減が株価や出来高にどの程度の影響を及ぼすのか必ずしも明らかではないといった意見があった。

また、主要な海外の証券市場並みの取引コストを実現し、証券市場の空洞化を防止する観点から有価証券取引税を軽減ないし廃止すべきではないかとの意見がある。諸外国の例を見ると、株式について取引段階での課税が行われている国がかなりあるとともに、取引課税のほかに譲渡益課税や保有課税を組み合わせてバランスのとれた課税が行われている。（参考 2 を参照）

有価証券取引税のあり方については、株式等譲渡益課税を含め有価証券の取得・保有・譲渡の各段階を通じ全体として適正な負担を求める観点から、引き続き証券税制全体の中で議論していくことが適當である。

- 株式等譲渡益課税については、基本的には総合課税を目指すべきではあるが、納税者番号制度を含め株式取引の把握体制が整備されていない現状にあっては、現行の分離課税方式を前提として、その適正化について検討する必要がある。

(2) 利子に係る課税緩延へ

本年10月より固定金利定期預金の預入期間制限や商品の届出制が撤廃されるなど、本格的な金融自由化時代が到来している。このため、課税上の取扱いが金融商品間の有利・不利につながることのないよう、幅広く金融商品相互間で課税の中立性を確保することが強く要請されている。

こうした中で、課税繰延べ商品（利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課税が先送りされる金融商品）に対する利子課税のルールを構築すべきであるとの意見が多く出された。課税繰延べ商品には、元来、毎期利払いが行われ課税される金融商品に比べ実質的な税負担が軽減されるといった問題があり、金融自由化により今後多様な金融商品が提供されるようになると、この問題が更に増幅することが懸念される。

他方、課税繰延べ商品は既に預貯金者に定着していること、現在の預貯金利が非常に低いこと等からその見直しは慎重に行うべきではないか、その課税のあり方を検討するのであれば利子所得等の総合課税化の議論の中で行うべきではないか、との意見もあった。

課税繰延べの問題については、その対象範囲を含め、金融・経済情勢、預金者や投資家の受止め方等を見極めつつ、早急に適正化の検討を進める必要がある。ちなみに、課税繰延べの見直し手法としては、毎期確定する利子相当分に課税する方法、満期時の利払いの際に適正な税率で課税する方法が考えられる。

6 課税の適正・公平の確保

(1) 公益法人等に対する課税

イ 社団・財團法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等の公益法人等については、一般法人の事業と競合する収益事業に対して法人税が課税されるが、その際、軽減税率や寄附金の損金算入限度額の特例が適用される。

この公益法人等の収益事業に対する課税については、これまで、軽減税率と基本税率との格差の縮小や収益事業の範囲の見直しに努め、寄附金の損金算入限度額の特例についても、平成6年度税制改正において、学校法人と社会福祉法人を除き、限度額を引き下げた。

公益法人等に対する課税については、今後とも、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、寄附金の損金算入限度額の特例、収支報告書の提出といった諸点について、その活動実態等を踏まえて検討を加え、できる限り、適正化を図る必要がある。

ロ 一部の公益法人等の活動について世論の批判があるが、当調査会としては、各公益法人等が課税上の特典を享受していることを十分自覚するとともに、主務官庁が適時適切にその業務運営等の適正化を図ることを強く期待したい。

公益法人等のあり方に関連して、目的外の活動や政治献金等をした場合には課

税できないか、非課税措置を課税当局の承認制に改められないか、といった意見がある。こうした点について、①反社会的な活動や違法行為については本来刑罰等で対応すべきものである、②公益法人等の政治活動等についてはこれを禁止していない我が国の現行法制に関連する問題である、また、③課税当局の承認制については、主務官庁が法人格を付与することにより公益法人等としての課税関係を定める現行法体系の基本に関わる問題であることから、国民的かつ十分な議論が行われる必要があると考える。

なお、宗教法人だけを他の公益法人等から切り離して課税上厳しい取扱いをすることは、現行の法体系上困難であり、また主要諸外国においても、その例はない。

(2) 租税特別措置及び非課税等特別措置の整理合理化

イ 租税特別措置及び非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」という。）は、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられている。

平成7年度税制改正においては、企業関係の租税特別措置等を中心にして、幅広い再点検作業により抜本的な整理合理化に取り組み、相応の成果をあげた。平成8年度税制改正においても、引き続き、個々の特別措置について、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態、創設後の経過年数等の観点から十分吟味し、徹底した整理合理化に取り組む必要がある。また、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、仮に新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトの原則の下、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助成度合いにする必要がある。

ロ 住宅取得促進税制等の個人関係の租税特別措置等は、いずれも何らかの形で個人の生活設計等に深く関わっており、その見直しは常に各方面からの关心を呼ぶ。最近の経済社会の構造変化に伴って種々の問題が提起されるようになっており、昨年度に引き続き、今回も検討を行った。

先ず、住宅取得促進税制については、①持ち家のみを優遇する制度であり中立性を欠いている、②減収額が6,000億円に近くその控除額も平均的な給与所得者の所得税額を上回っている、③経済社会が成熟化する中で量より質を重視する今後の住宅政策との関連で当制度を位置付けるべきである等の意見があり、その適正化に向けた検討を進める必要がある。

生命保険料控除・損害保険料控除については、①制度創設の目的は既に達成されており制度の縮小・合理化を図る必要がある、②個人の商品選択の裁量性を重視しつつ業態別・商品別の現行控除制度を改組・一本化すべきである、③民間の年金・保険商品の活用による老後に備えた自助努力を支援する制度として改めて位置付けるべきであるといった意見があった。今後、こうした意見を踏まえ、保険業務の実態等も勘案して平成9年度税制改正を目途に本制度の見直しについて検討する必要がある。

老人マル優等については、社会保障制度のあり方を検討する中で制度のあり方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や高齢者相互間及び世代間の公平確保の観点からその縮減に向けて検討すべきであるとの意見があった。

ハ なお、地方税の非課税等特別措置について整理合理化を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。

(3) 消費税に係る課税の適正化

イ 消費税に係る課税の適正化措置としては、昨年成立した税制改革関連法において、中小事業者に対する特例措置の大幅縮減や仕入税額控除方式の改正など、消費税制度の抜本的な改革がなされた。

これらの改正は、いずれも、個々の小規模な事業者の実務に影響するものであることから、当調査会としては、政府において、平成9年4月の施行に向けて、事業者に対し十分に周知を図る等きめ細かな対応をとるよう要請したい。

(注) 昨年の税制改革における消費税制度の改革

- ① 資本金1,000万円以上の新設法人に対する免税点制度の不適用
- ② 簡易課税制度の適用上限の引下げ（4億円⇒2億円）
- ③ 限界控除制度の廃止（控除限度額を10万円とする経過措置を設ける。）
- ④ 仕入税額控除方式として、帳簿及び請求書等（インボイス）の保存を要件とする方式を採用

ロ いわゆる中小特例措置については、これまでの当調査会の答申での指摘や、消費税率の「検討条項」の趣旨を踏まえ、簡易課税制度のみなし仕入率や限界控除制度について、是正することが適当である。その際、みなし仕入率の業種分類については、制度の簡素性を損なわせることのないように配意すべきである。

7 納税者番号制度

(1) 紳士者番号制度の目的・効果に関し、7年度答申において、(イ) 税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化、(ロ) 総合課税の実施、(ハ) 相続税等の資産課税への利用という3つの類型を示した。今回の審議では、納税者番号制度を導入した場合に国民にいかなる影響を及ぼすことになるかをも含め、制度の具体的な姿をできるだけ明確なものにする観点から、前述の3つの類型ごとに想定しうる仕組みを示した「イメージ図」を作成し、これに基づいて更に議論を進めた。(参考3を参照)

また、納税者番号として利用しうる番号に関し、内閣に設置された「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」から、個人・法人に対する番号制度の現状等について報告を受け、議論を行った。

(2) 当調査会としては、今回の「イメージ図」を基に、納税者番号制度の目的や基本的仕組みに対する国民の理解が更に深められていくとともに、国民の間で、より活発な議論が行われていくことが重要と考えており、政府においても、国民の理解を深めるよう努力することを期待したい。

今後とも、納税者番号制度については、国民の受止め方を十分に把握しつつ、納税者番号として利用しうる番号の整備状況等を見極めながら、番号の利用に係る官民のコスト等、従来指摘してきた諸課題について更に検討を深めていく必要がある。

8 その他

(1) 個別の物資に対する消費課税

酒・たばこ、石油等に対する消費課税は、我が国の税体系において重要な地位を占めており、今後ともその役割に十分留意していく必要がある。

(注) 個別の物資に対する消費課税が国・地方の税収全体に占める割合は、14%（平成5年）である。付加価値税率の高いEU諸国においても、イギリス19%、ドイツ17%、フランス17%となっている。（OECD歳入統計）

酒税については、適時その負担の見直しを行ってきており、今後とも、消費者にとっての税負担の公平等の観点に基づき、消費実態に応じた課税のあり方の検討を深めていく必要がある。

蒸留酒に対する課税については、EU、アメリカ及びカナダが、貿易上の問題として、世界貿易機関（WTO）に提訴し、現在紛争解決小委員会において検討

が行われているが、酒税については、昭和63年の抜本改革において、昭和62年のガット勧告を踏まえ、級別制度や従価税制度の廃止等課税制度が基本的に改められ、各酒類について負担水準の見直しが行われた。さらに平成6年度税制改正において、その後の消費態様の変化等に応じた負担の適正化が図られている。

なお、発泡酒については、近年の生産・消費の状況の変化等に鑑み、ビールとの負担の均衡に留意しつつ、その課税のあり方について見直しを行うことが適當である。その場合、商品開発のために払われた努力等にも配慮する必要がある。

(2) 相続税の取得価額課税の特例

相続税には、相続開始前3年以内に取得等をした土地等についてのいわゆる取得価額課税の特例がある。昭和60年代当時、土地等の実勢価額と相続税評価額との開きに着目して相続開始直前に土地等を取得することにより相続税の負担の軽減を図る事例が多く見受けられた。この特例は、このような事態に対処するため、昭和63年の抜本改革で設けられたものである。

この特例を直接地価動向と結び付けて議論することは適當ではないが、最近では、相続開始直前に土地等を取得して相続税の負担軽減を図ろうとする行為は見受けられなくなってきたことから、この特例は、廃止の方向で検討することが適當である。

(3) その他

- イ 個人住民税均等割の税率については、物価水準等の推移、地域社会との受益関係等を勘案の上、相応の負担水準となるよう、その充実を図ることが適當である。
- ロ 特別地方消費税については、課税対象となる飲食、宿泊等の行為と地方自治体の行政サービスとが密接に関連するものであること、自主財源の乏しい都道府県及び市町村にとっても貴重な財源になっていること等から存続を図る必要があるとの意見があった。その一方、特別地方消費税については、地方消費税が創設されたことから、その関係を整理すべきであるとの意見もあった。今後、これらの意見を踏まえ、地方消費税の導入時までにそのあり方について更に検討すべきである。

〔補 論〕消費税率についての「検討条項」について

1 昨年の税制改革関連法では、個人所得課税の負担軽減と概ね見合う形で消費税率5%（地方消費税率を含む。以下同じ。）が法定されるとともに、消費税率についての「検討条項」が設けられた。この「検討条項」によれば、消費税率については、次の4つの「項目」を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認める時は平成8年9月30日までに所要の措置を講ずることとされている。

- ① 社会保障等に要する費用の財源を確保する観点
- ② 行政及び財政の改革の推進状況
- ③ 租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況
- ④ 財政状況等

この「検討条項」の趣旨については、当調査会では、「平成7年度の税制改正に関する答申」において述べたように、行財政改革などの努力を行ってもなお社会保障等の歳出需要から今後の負担増が必要ではないかと見込まれる場合には、消費税率について更に議論、検討していくことを求めているものと受け止めている。

2 前述の4つの「項目」については、これまで、政府や各種審議会等においてそれぞれの立場で取組みが進められ、また当調査会も、その状況について説明を聴取してきた。その内容を整理すれば、以下のとおりである。

(1) 「社会保障等に要する費用の財源を確保する観点」に関しては、高齢者介護対策等について、昨年の税制改革において一定の財源措置がなされているが、これは、昨年12月のいわゆる「新ゴールドプラン」等に溶け込んでいる。

さらに、本年7月には、老人保健福祉審議会において、「新たな高齢者介護システムの確立について（中間報告）」がとりまとめられ、新たな高齢者介護システムとして、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式の具体的な検討を進めていくことが適当とされた。その後、社会保険方式の具体的な内容（保険者、負担者及び受給者、保険料、若年負担等）について様々な議論がなされている状況にある。

いずれにせよ、新たな高齢者介護システムにおける公費負担の水準やこれを織り込んだ社会保障全体の財政需要の姿については、今後の検討により明らかにされるものと考えられるが、当調査会としては、今後、その動きを注視して

いく必要がある。

- (2) 「行政及び財政の改革の推進状況」に関しては、継続的な国家公務員の定員の抑制、16法人の8法人への統合や財務諸表等のディスクロージャー等の特殊法人改革、「規制緩和推進計画」の決定など様々な分野で積極的な取組みがなされ、一定の成果があがっている。地方団体においても同様の状況にある。また、行政改革委員会において広範な分野にわたる一層の規制緩和についての議論が展開されている。もとより、行政改革により短期的に大きな財源を捻出することには限界があると考えるが、行財政改革は不斷の努力を傾けるべき課題であり、今後の一層の高齢化の進展等により、将来的に国民の負担が増えることは避けられないことを考え合わせれば、国及び地方団体の更なる真剣な取組みが求められる。
- (3) なお、「租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況」及び「財政状況等」に関する取組み状況については、本答申の該当箇所で述べているところである。

(参考) 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)

附則第25条

「消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする。」

地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)

附則第12条

「地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする。」

(参考1)

主要国の財政事情

○ 国の財政事情

項目 国名	フ ロ ー ・ ベ ース		ス ト ッ ク ・ ベ ース	
	公債依存度 (%)	利払費 歳出総額 (%)	長期政府債務 残高(国)の 対GDP比 (%)	長期政府債務 残高(国)の 対国税収入比
(実績) 日本	(90') 10.6 ↓ (95') 25.5	(90') 15.6 ↓ (95') 14.4	(90') 46.3 ↓ (95') 59.1	(90') 3.2倍 ↓ (95') 5.1倍
アメリカ	(96') 10.3	(96') 15.5	(94') 60.2	(94') 5.2倍
イギリス	(94') 17.9	(94') 6.9	(94') 45.4	(93') 1.7倍
ドイツ	(95') 14.3	(95') 11.5	(94') 23.4	(94') 1.9倍
フランス	(95') 17.6	(95') 13.5	(93') 20.6	(93') 1.2倍

○ 地方等を含めた財政事情(一般政府ベース)

(暦年)	フ ロ ー ・ ベ ース			ス ト ッ ク ・ ベ ース		
	財政収支対GDP比 (%) 1993	1994	1995	債務残高対GDP比 (%) 1993	1994	1995
日本	▲ 4.9	▲ 7.0	▲ 7.6	75.1	81.7	88.9
アメリカ	▲ 4.2	▲ 2.9	▲ 2.8	64.3	63.2	63.0
イギリス	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 4.2	47.4	51.6	53.4
ドイツ	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 2.3	51.8	54.6	62.5
フランス	▲ 6.1	▲ 6.0	▲ 5.0	52.9	56.8	59.5

(出典) OECD／エコノミック・アトラルック(平成7年6月)

(注) 財政収支については、年金制度において、修正積立方式をとる日本、米国は、将来の年金支払いのための積立金である社会保障基金の黒字を除いたベースで比較している。なお、これを含めた収支は以下のとおり。

(暦年)	1993	1994	1995
日本	▲ 1.4	▲ 3.5	▲ 4.1
アメリカ	▲ 3.4	▲ 2.0	▲ 1.8

(補注) マーストリヒト条約では、欧洲通貨統合に参加する財政上の条件として、

①財政赤字の対GDP比が3%以下、②政府債務残高の対GDP比が60%以下であることが定められている。我が国の財政(一般政府ベース)の場合、この条件を満たせない状況にある。

主要国における株式に係る課税の概要

主要国における株式に係る課税の概要を見ると、下表のとおり、流通段階では、イギリス、フランス、香港、シンガポール等において有価証券取引税や印紙税の形で取引課税が実施されている。他方、アメリカ、ドイツでは取引課税は行われていない。また、譲渡益に対しては、イギリスのほか、取引課税のないアメリカでは総合課税が行われる一方で、フランスでは分離課税が行われており、ドイツでは原則非課税となっている。

さらに、ドイツ及びフランスでは、株式を含む財産保有に対し経常的財産税を実施している。なお、配当に対しては、一般的には総合課税が行われている。

区分	移 転 段 階		保 有 段 階	
	取 引 課 稅	譲 渡 益 課 稅	保 有 課 稅	配 当 課 稅
日本	売手 0.3 %	分離課税	—	総合課税
アメリカ	—	総合課税	—	総合課税
イギリス	買手 0.5 %	総合課税	—	総合課税
ドイツ	—	原則非課税	財 产 稅	総合課税
フランス	売手・買手合計 0.6%	申告分離課税	富 裕 税	総合課税
香港	売手・買手合計 0.3%	—	—	—
シンガポール	売手・買手合計 0.1%	—	—	総合課税

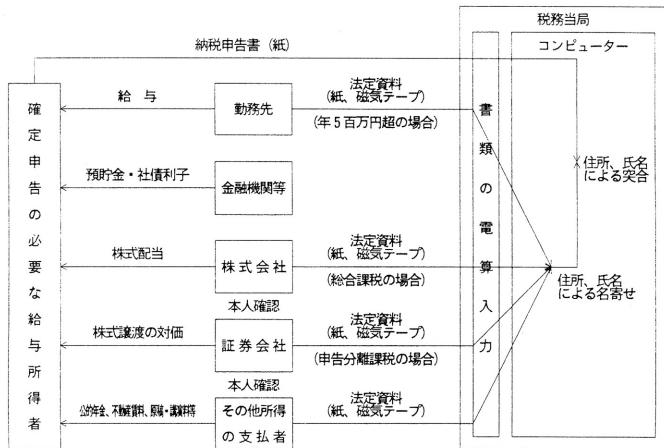
(参考3)

納税者番号制度の3つの類型ごとに考えられる仕組み(イメージ図)

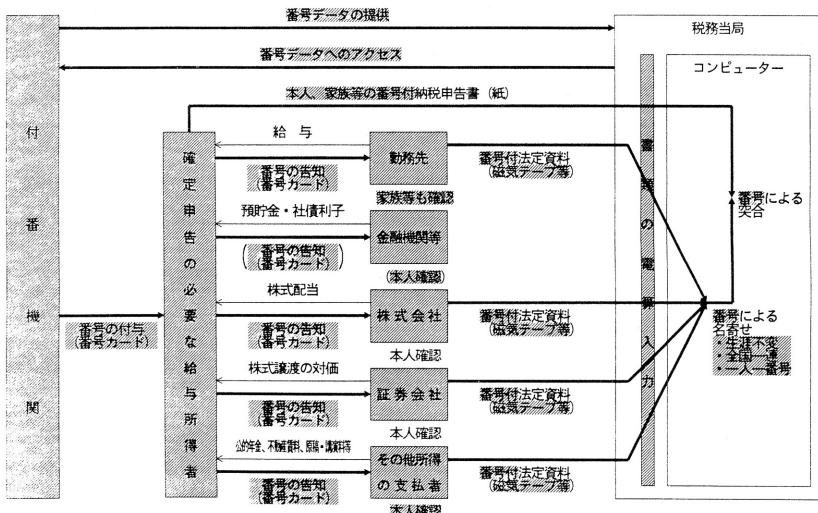
(イ) 課税の一層の適正化に向けて、税務行政の機械化・効率化に利用する場合

<確定申告の必要な給与所得者の例>

(1) 現行の仕組み



(2) 納税者番号制度が導入された場合のイメージ

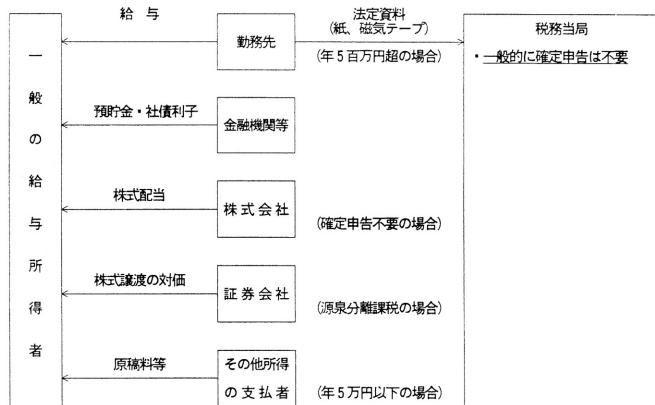


(注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わらうものであることに留意する必要がある。

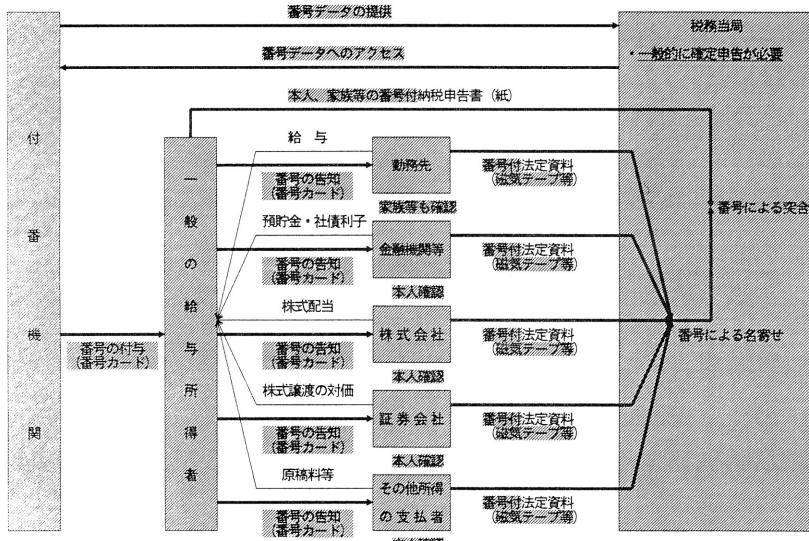
(口) 総合課税を利用する場合

<一般的の給与所得者の例>

(1) 現行の仕組み



(2) 納税者番号制度が導入された場合のイメージ

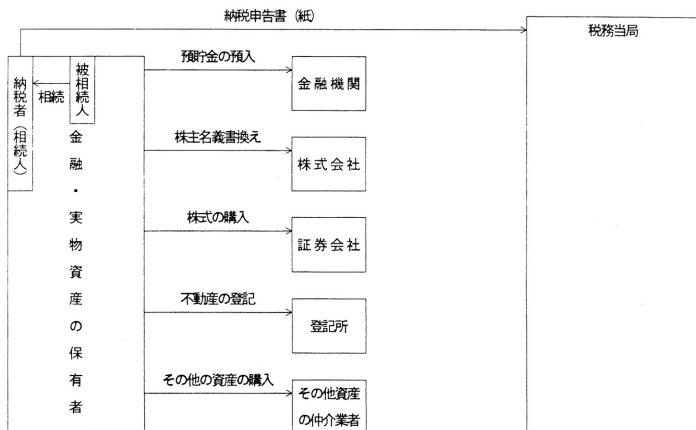


(注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすくと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

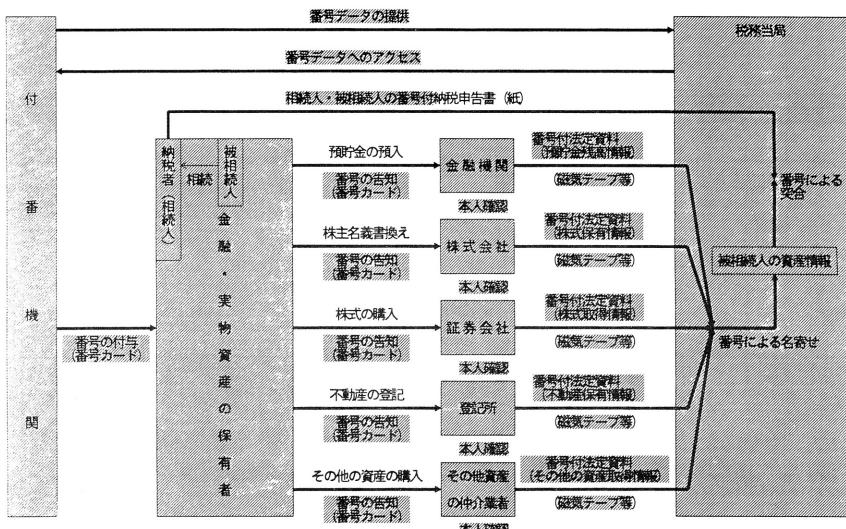
(ハ) 資産課税に利用する場合

<相続税の例>

(1) 現行の仕組み



(2) 納税者番号制度が導入された場合のイメージ



- (注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わるものであることに留意する必要がある。

(大藏省印刷局製造)